福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）
交付マニュアル

福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）交付マニュアルには、申請要件や注意事項等が記載されています。必ず下記を熟読し、全ての内容に同意したうえでご申請ください。

1　受付期間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１２月２５日（金）まで

2　受付方法

申請は、原則として電子申請により行ってください。電子申請による提出が困難な場合に限り、郵送による申請を認めます。また、郵送で提出される際は「簡易書留」等の追跡可能な方法で提出してください。

申請書類が届かなかった場合の責任は一切負いかねますのでご了承ください。また、持参による申請は受け付けておりません。

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せにつきましては、お答え致しかねますので、予めご了承ください。

【郵送で提出する場合】

（宛先）〒９１０－８７９９　福井中央郵便局留め

福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）申請事務局　宛て

※令和８年１２月２５日（金）の消印有効です。

令和８年１２月２６日（土）以降の消印は無効となりますのでご注意ください。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。

※送料は申請者側でご負担願います。

3　問合せ先

ご不明な点は下記へお問合せください。

福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）コールセンター

（電　　話）０５０－３３８５－３４０６

※お問合せの際は、電話番号をご確認のうえ、お掛け間違いのないようお願いします。

（受付時間）午前９時００分から午後５時００分まで（土、日および祝日は除きます。）

4　申請に必要な書類の入手方法

下記のいずれかの方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

（１）「福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）」のホームページからダウンロード

【医療機関等】https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/016407/youhosien/bukkakoutou.html

【福祉施設等】https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/016407/youhosien/bukkakoutou-2.html

（２）福井県健康福祉部健康医療局地域医療課、医薬食品・衛生課、長寿福祉課、障がい福祉課、児童家庭課の窓口

5　福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の給付にかかる通知等

申請書類の審査の結果、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）を給付する旨を決定したときは、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）を給付することで通知に代えますので、必ず福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の振込先に指定した口座の通帳を記帳のうえご確認ください。なお、支給漏れ防止の観点から、全施設の支給手続完了後に支給完了に関するお知らせを送付いたしますが、当該お知らせは給付決定通知又は給付額を通知するものではありません。また、通帳に記帳される振込依頼人名は下記のとおりです。

振込依頼人名　：ﾌｸｲｹﾝﾌﾞｯｶｺｳﾄｳｼｴﾝｷﾝ

福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の給付の有無に関するお問合せについては、お答え致しかねますので予めご了承ください。

申請書類の審査の結果、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を送付します。

6　福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）給付額

給付額の概要は別添１～別添３のとおりです。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合は給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

7　申請要件

福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の申請要件は、別添１～別添３のとおりです。

8　申請手続き等

（１）申請書類

・様式第１号で定める申請書類を、様式第１号とともに提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。なお、医療機関は、様式第４号の医療機関交付申請書、薬局は、様式第５号の薬局交付申請書に振込先金融機関口座確認書類の写しを添えて提出してください。

・また、書類の不備や確認に時間を要した場合は、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の給付までに時間を要することもあります。
なお、申請書類は返却しませんので、申請書類の提出時には、必ず控えをとり保管ください。

（２）福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の給付の決定

・申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）を給付します。

・給付額は「６　福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）給付額」のとおりです。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合は給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

9　不正受給

（1）不正受給について

・福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の不正受給は犯罪です。不正受給については、警察当局と連携し、厳正に対処します。

・不正受給と判断された場合、受給済の福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）に加え、返還日までの民法４０４条に基づく延滞金および福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）と同額を返還請求します。

（2）不正受給の例

・「7　申請要件」を満たしていないことを認識しているにもかかわらず申請する。

・事業継続する予定が無い（廃業を決めている）にもかかわらず申請する。

・事業を実施していないにもかかわらず申請する。

・福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあったにもかかわらず拒否する、または県からの電話連絡に出ない。

・福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあった際に、支援金受給時には同意していた支援金申請受付マニュアルの内容について異議を申し立てる。

・福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）受給後に申請要件を満たしていないことが判明したにもかかわらず、返還に応じない。

10　その他

・不正受給や、申請内容に不正の疑いがある場合は、警察当局等に情報提供を行います。

・福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）申請事務局の運営については、県が事業者に委託し実施しています。福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の内容に関する申請者からの問い合わせの対応、申請者への書類内容の確認や追加提出等の依頼については、原則委託事業者から行いますのでご了承ください。

・福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の給付の決定後に、申請要件に該当しない事実が発覚した場合は、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の給付の決定を取り消し、期限を定めて返金を指示します。この場合、申請者は、医福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）を返金するとともに、返還日までの民法４０４条に基づく延滞金を支払うことになります。

・申請書類の内容確認または不備等に関する書類の再提出にかかる依頼については、土、日および祝日を除く午前9時００分から午後5時００分までの間に、申請書に記載した連絡先に電話により連絡させていただきます。福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）申請事務局（電話番号０５０－３３８５－３４０６）から電話がかかってきましたら、必ず電話に出ていただきますようお願いします。なお、申請書類を受理してから2週間経過しても、電話による連絡が一切取れない場合には、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の申請を取り下げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合があります。また、上記の依頼に応じていただけない場合についても、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の申請を取り下げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合がありますのでご了承ください。

・申請書類の不備等、再提出にかかる送料も申請者の負担になりますので、申請書類に不備が無いようご提出願います。また、再提出した書類を審査した結果、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）を給付しない旨を決定する場合もありますが、書類の再提出にかかる送料をはじめ、申請にかかる送料は、全て申請者の負担になりますのでご了承ください。
・行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは行政書士法で禁止されていますのでご注意ください。

【別添１】

高齢者福祉施設　支援金概要

１　概要

県内に所在する高齢者福祉施設（下記２の対象施設・事業所）に対し、支援金を支給する。

２　対象施設・事業所

（１）入所系

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護（みなし指定除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

（２）通所系

通所介護、地域密着型通所介護、通所型サービス（第１号型通所事業※通所介護および地域密着型通所介護を実施していない事業所に限る）、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション（みなし指定除く）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

（３）訪問系

訪問介護、訪問型サービス（第１号型訪問事業※訪問介護を実施していない事業所に限る）、訪問入浴介護、訪問看護（みなし指定除く）、訪問リハビリテーション（みなし指定除く）、定期巡回随時対応訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与

３　対象施設・事業所数　約１，５０３施設・事業所

４　支援額

入所系　※１	定員１名あたり１，８００円
通所系　※２	定員１名あたり１，４４０円
訪問系	１施設あたり１１，８５０円

※１　入所系のサービス付き高齢者向け住宅の定員数については、室数とする。

※２　通所系の通所介護、地域密着型通所介護、通所型サービス（第１号型通所事業）、認知症対応型通所介護および通所リハビリテーション（みなし指定除く）の定員数については、利用定員とする。

※３　通所系の小規模多機能型居宅介護および看護小規模多機能型居宅介護の定員数については、登録定員とする。

※４　入所系および通所系の支援金額は、令和８年７月１日時点の定員により算定する。

５　申請要件

① 福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）交付要領の内容の全てについて同意していること。

② 申請日時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。なお、物価高騰対策支援金の受給前後を問わず、事業実態の有無を確認するため、現地・立入調査を行

う場合があることに留意すること。事業実態を示す書類（事業所の賃貸借契約書など）の提出を求めた場合は、これに必ず応じること。

③介護保険法の指定・許可を受けた事業所あるいは老人福祉法の届出をした事業所を運営する者であること。

④物価高騰対策支援金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。

⑤物価高騰対策支援金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。

⑥中小企業休業等要請協力金、小規模事業者等再起応援金、雇用維持事業主応援金、福井県版持続化給付金、経営改善支援金、物価高騰対策支援金または福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金等」という。）において、申請要件を満たさないことを理由に、協力金等の支給または給付決定を取り消されたことがある場合、協力金等の返還が完了していること。

⑦申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員または同条第３号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があることに同意すること。

⑧「９　不正受給（２）不正受給の例」に記載のような不正の疑いがある場合には、警察当局等に情報提供を行うことに同意すること。

６　備考

（１）１か所に複数のサービス種別がある場合は、サービス種別毎１施設あたりの定員数および支援額を算定することとする。

（２）令和８年７月１日から令和８年９月１日までに指定を受けた施設は、指定月の翌月からを支援対象期間として月割りで支給額（小数点以下切り捨て）を算定する。この場合の定員数は、翌月１日時点とする。ただし、１日指定の場合は、指定月から支給の対象となる。

なお、申請時点で廃止・休止している場合あるいは廃止・休止の予定がある場合（事業継続の意向がない場合）は、支給対象外とする。

【別添２】

障がい者福祉施設　支援金概要

１　概要

県内に所在する障がい者福祉施設（下記２の対象施設・事業所）に対し、支援金を支給する。

２　対象施設・事業所

（１）入所系

施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設

（２）通所系

短期入所※１、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）※２、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労選択支援、児童発達支援、放課後等デイサービス

※１　入所系と重複するものを除く。

※２　宿泊型自立訓練を含む。

（３）訪問・相談系※3

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児　相談支援

※３　訪問・相談系サービスにおいて、一体的に運営している場合には一の事業所として取扱うものとする。

３　対象施設・事業所数　約９３１施設を想定

４　支援額

入所系　※1	定員１名あたり１，８００円
通所系　※2	定員１名あたり１，４４０円
訪問系	１施設あたり１１，８５０円

※　入所系、通所系の支援金額は、令和８年７月１日時点の定員により算定する。

５　申請要件

① 福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）交付要領の内容の全てについて同意していること。

②申請日時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。なお、物価高騰対策支援金の受給前後を問わず、事業実態の有無を確認するため、現地・立入調査を行う場合があることに留意すること。事業実態を示す書類（事業所の賃貸借契約書など）の提出を求めた場合は、これに必ず応じること。

② 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」および「児童福祉法」の指定・許可を受けた事業所であること。

④物価高騰対策支援金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。

⑤物価高騰対策支援金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。

⑥中小企業休業等要請協力金、小規模事業者等再起応援金、雇用維持事業主応援金、福井県版持続化給付金、経営改善支援金、物価高騰対策支援金または福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金等」という。）において、申請要件を満たさないことを理由に、協力金等の支給または給付決定を取り消されたことがある場合、協力金等の返還が完了していること。

⑦申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員または同条第３号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があることに同意すること。

⑧「９　不正受給（２）不正受給の例」に記載のような不正の疑いがある場合には、警察当局等に情報提供を行うことに同意すること。

６　備考

（１）１か所に複数のサービス種別がある場合は、サービス種別毎１施設あたりの定員数および支援額を算定することとする。

（２）入所系サービスと通所系サービスを一体的に運営している場合、いずれか一方を支援対象施設とする。ただし、入所系を運営している法人が別で通所系の指定を受けている場合にはそれぞれ申請することができる。

（３）通所系サービスにおいて障害児通所支援の多機能型事業所の定員の合計数をすべてのサービスを通じて設定している場合には、その合計数を算定することとし、重複して算定しないことに留意すること。

（４）訪問系サービスにおいて複数のサービスを一体的に運営している場合は一の事業所として取扱うものとする。また、介護事業所と支援対象施設が重複する場合は、申請の際に二重に記載がないよう留意すること。

（５）令和８年７月１日から令和８年９月１日までに指定を受けた施設は、指定月の翌月からを支援対象期間として月割りで支給額（小数点以下切り捨て）を算定する。この場合の定員数は、翌月１日時点とする。ただし、１日指定の場合は、指定月から支給の対象となる。

　なお、申請時点で廃止・休止している場合あるいは廃止・休止の予定がある場合（事業継続の意向がない場合）は、支給対象外とする。

【別添３】

私立保育所等・私立幼稚園・児童入所施設　支援金概要

１　概要

県内に所在する私立保育所等・私立幼稚園・児童入所施設に対し、支援金を支給する。

２　対象施設・事業所

（１）私立保育所等

私立保育所、私立認定こども園、私立地域型保育事業

（２）私立幼稚園

（３）児童入所施設

乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム（Ｉ型)、ファミリーホーム

３　対象施設・事業所数　約２０１施設を想定

４　支援額

私立保育園等	高圧	定員１名あたり４２０円
	低圧	定員１名あたり３５０円
私立幼稚園	高圧	定員１名あたり８３０円
	低圧	定員１名あたり６９０円
児童入所施設	高圧	定員１名あたり４，５１０円
	低圧	定員１名あたり１，７６０円

※　児童入所施設については、令和８年７月１日時点の利用定員により算定する。

５　申請要件

①福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）交付要領の内容の全てについて同意していること。

②申請日時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。なお、物価高騰対策支援金の受給前後を問わず、事業実態の有無を確認するため、現地・立入調査を行う場合があることに留意すること。事業実態を示す書類（事業所の賃貸借契約書など）の提出を求めた場合は、これに必ず応じること。

③私立保育所、私立認定こども園、私立地域型保育事業、私立幼稚園、児童入所施設を設置する者であること。

④物価高騰対策支援金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。

⑤物価高騰対策支援金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。

⑥中小企業休業等要請協力金、小規模事業者等再起応援金、雇用維持事業主応援金、福井県版持続化給付金、経営改善支援金、物価高騰対策支援金または福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金等」という。）において、申請要件を満たさないことを理由に、協力金等の支給または給付決定を取り消されたことがある場合、協力金等の返還が完了していること。

⑦申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員または同条第３号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があることに同意すること。

⑧「９　不正受給（２）不正受給の例」に記載のような不正の疑いがある場合には、警察当局等に情報提供を行うことに同意すること。